

## 二〇年間の宗教（民事）判例について

安 武 敏 夫

（龍谷大学名誉教授・弁護士）

宗教学会が始まってもう二〇年、私には本当にいろいろな思い出がございますが、とりわけ刑法の小野清一郎先生の所へ宗教学会を作るために、谷口先生と二人で文部省の特別顧問室まで行きましたとき、小野先生が「君たちは宗教学を勉強すると言うけれども、歎異抄を読んだことがあるか？」「宗教学やるんだったら、それくらい読めよ」と言われたことが記憶に残っています。私は宗教学という立場ですが、実際問題として、何が宗教学なのかというと本当に分らないのです。宗教学会ができました時に、当時からいらっしやる先生方なんかはご記憶だとは思いますが、宗教学とは一体何なんだという議論を一回やりました。結局、結論は出なかつたのですが、最終的には宗教学の民法とか、既存の刑法、法哲学、社会学、こういうものと結びついて、その領域ごとにあるのだ、と話してお茶を濁した記憶があります。

本当に宗教学とは何かについては分かりにくいのですが、私自身は公法関係の津の地鎮祭とかの問題については私の領域ではありませんので、民事法関係を主として勉強してきたわけです。それも本当言うと宗教学が好きでやり始めたわけでもないのです。きっかけは、龍谷大学は宗門関係の大学ですから、宗門関係の大学が宗教学の研究をやると言って文部省に言ったら必ず助成金が下りる、と谷口先生が言われたことです。そして「書面を作つて出せ」と言われて出したところ、たまたまうまくいきまして、最初の頃は毎年一〇〇万円でした。それはよかつ

たのですが、三年経ちまして、文部省に研究報告をまとめて本にしなさいといけない、どんな体裁でもよいのですが、とにかく本を出さなさいといけないことになりました。その時メンバーに入ったのは記憶しているところでは龍谷大  
学では六人おられたのですが、最終的に仕上げの論文を書く段階になったら皆さん書いてくれないのです。そこで  
谷口先生が「君、二、三本書けよ、僕も書くから」と言われ、結局二人で書くことになってしまいました。その頃、  
もう亡くなられましたが京都府の宗教学者課の課長補佐をしておられた山本さんから、いろいろと離脱の問題につ  
いてお話をうかがったのです。これは面白いなと思ひまして、そして自分なりに山本さんの話をまとめて書いたの  
が「宗派離脱に関する類型的考察」の初めの部分なのです。そういう偶然が重なって、それ以来宗教学法学的な領域  
を勉強してきたわけです。

今日の講演は「二〇年間の宗教(民事)判例について」ということで、たいそう大きな名前をあげておりますが、  
実は若原先生からジュリストに発表しないとダメなので題名を決めて下さいと電話で言われ、瞬間的に今年は二〇  
周年だということでこの題名を申し上げただけで、この題名だったら何でも入ると思つたのです。だから、二〇  
年間の判例を全部、あるいは類型的に全部やるということではありませんし、それだけの力も準備もありません。  
ただ、ここでお手元の参考資料としてお渡ししていますいくつかの判例についてお話しします。これはもう間違いな  
く皆さんご存知の判例であつて、私がここで申し上げるのもおかしいぐらいで、今更何を取り上げているのだと言  
われそうなのですが、それでも裁判所法三条の問題としては、銀閣寺事件あるいは種徳寺事件という判例がどうし  
ても基本にならざるをえません。そこで裁判所法三条の問題として、あえて二〇年の枠を超えまして銀閣寺事件と  
いう昭和四四年の事件も含めて判例を取り上げているわけです。私自身は宗教団体に関するいろいろな事件に関係  
してきておりますが、何か一つの事件を担当する弁護士として、あるいは判例批評を書くような場合に、まず最初

に検討しなければならないのが、裁判所法三条の問題なのです。そこで、裁判所法三条を中心に、主要な最高裁判  
所判例を検討しながら、それぞれの判例における事実関係の相違点や判例の射程距離について、簡単に私が考えて  
いることを報告させていただきたいと思ひます。

裁判所法三条は皆さんご存知のところですが、そこで問題になるのは当事者資格の問題が一つあります。銀閣寺  
事件は言うまでもなく当事者資格がないということで却下された代表的な事件です。それ以外に、住職の地位の確  
認請求をすることが法律事項にあたるかという問題です。裁判所が判断することが可能な法律事項であるのかどう  
かということについて、私自身は初めの頃、住職であればこれは法律事項ではない、宗教事項であると、今から考  
えますと非常にそういう面が強かつたと思ひます。よく西本願寺関係のお寺の相談を受けます。住職をめぐる相談  
の場合、住職であれば初めからこれは訴訟にはならないなと頭が働くわけです。民事訴訟法の本を読みますと、  
裁判所法三条の問題としては、二つの点が法律上の争訟に該当するか、しないかの基準として上がっています。一  
つは紛争当事者間の具体的争訟性、つまり一般的に代表役員の基礎資格であるということと住職の地位の確認を求  
める訴訟は、いわゆる判例が言っている一般的な場合なのです。したがって、具体的な争訟性、裁判所が判断し得  
るような争訟性を持った事件との関係で考えないと、それは一般的なものととして裁判所に却下されるだけです。も  
う一つの点は、法規範、宗教学法であるかと民法であろうと、要するに実体法を適用することによって請求され  
ている当該紛争が解決しうる、少なくとも解決可能性が十分あるということです。そうでないと裁判所法三条の範  
囲から外れることとなります。その他、具体的な法律事項として、何を請求するのかという観点からも十分検討を  
する必要があります。その例として、宗教団体内部の懲戒処分が法律上の争訟に該当するかどうかということでは問  
題になった近松別院事件というのがあります。

近松別院というのは西本願寺の別院です。別院というのは全国に四十いくつ、だいたい都道府県に一箇所あり、近松別院は、そのうちのひとつで大津にあります。別院の住職は本山の御門主なのですが、実際にそこに出て来れませんが、せんから代わりに輪番という人を置いておくわけです。近松別院事件とは、その輪番が宗派の承認を得ずに、その壊れかかっていた山門を、自分勝手に三重県の自分の寺に持って行って自分の寺の山門として作り直したのです。これが宗門法規の懲戒規定に該当するというので、監正局の審判手続きを経て重戒五年の処分を受けるわけです。その処分に対して輪番だった人がその無効確認を訴えてきたという事件です。その判決の中で、これは他の判例のところでは言っていないのでご紹介しておきますが、判決は次のように述べています。「一般に、懲戒処分がそれによって多少の一般社会生活上の不利益を派生させるとしても、主として団体内における資格、名譽の停止、剥奪等内部規律の問題にとどまるときは法律上の争訟に該するものとは言えないが、たとえそれが派生的に生じたものであっても、その処分によって一般社会生活上の重大な利益が侵害されるときは、法律上の争訟の対象となり得るものと解すべきである」。つまり、懲戒処分自身は、本来宗門の自治権の範囲内のことになるわけです。自治権の範囲内に入るといふことは、後で出てくるいろいろな判例で、裁判所は宗教団体の自治権を尊重すべきで、法的判断できないということを再三言っていますから、懲戒処分の場合はまさにそういう問題になる訳です。しかし、一般社会生活上の重大な不利益が生じる場合と限定した上で、そのような場合には法律上の争訟性を持ち、裁判所が審判してもよいという判決なのです。これがある意味で懲戒処分に関しての少ない例の一つといえましょう。

その次に銀閣寺事件ですが、銀閣寺事件では、「住職の地位については、代表役員、責任役員としての法律上の地位の確認請求をすると共に、これとは別個にその前提条件としての住職たる地位の確認を求めるといふのは、単に宗教上の地位の確認を求めるとはすぎないのであって、法律上の権利関係を求めるものといえず、したがって、こ

のような訴えは、その利益を欠くものとして却下を免れない」という判決をしているわけですが、銀閣寺事件というのは、住職は多分金銭的な問題なのでしようが不始末があり、そのために住職を辞めないといけない。そこで住職を辞めるにつき宗派に相談しに行き、宗派の総長がそれを承知されて退任届を出したわけです。ところがその後で退任届を出したSが、それに対して地位確認を求め訴訟を起こしたのです。この場合、問題は二つあります。我々とはもすれば住職の地位確認のところだけを見るわけですが、銀閣寺事件の中心的な判断は、住職とか、代表役員、責任役員の地位確認を求めると相手方、つまり、被告になるのは、原告が直接属しているその法人でないといけないということなのです。銀閣寺を相手にして、自分が住職だ、代表役員だ、責任役員だということの地位確認請求しなければ確認の利益がないということなのです。この事件は銀閣寺の包括団体である臨済宗相国寺派を相手としたので、だから判決の中心は当事者適格がない、訴訟要件がないということでも却下になっている訳です。そういう訴訟要件がないということでも却下になったこの事件を取り上げて、住職については宗教上の地位だから裁判権が及ばないと言っていますが、それがこの事件についての先例的価値かなということになると、私は違うと思っています。私は当事者適格の問題だけが銀閣寺事件の先例的価値を持ったものだと思います。ただ、高裁判決ではSが代表役員、責任役員の地位にあると認めています。もちろん第一審では棄却で敗訴しているのですが、第二審では逆転判決で勝っているのです。そこで最高裁ではそれをもう一度ひっくり返して、代表役員、責任役員の地位確認の訴え却下すると共に、住職は宗教上の地位だから裁判所は判断できないと言って、臨済宗相国寺派を勝たしてSを負かしたのです。しかし、Sが住職という地位を言おうと言まいと、初めから当事者適格が間違っていたのですから、相手を間違えて訴えて、相手が間違っていますよと判決された事件ですから、たとえ住職の地位についてそういう判決があったとしても、それは傍論的な価値しかないのではないかと思うのです。ただこの事件の場合でも一つの

問題提起をすれば、一般的な意味で宗教上の地位である住職の地位を請求するのではなく、住職の地位確認について、特定の法律関係や財産関係がある場合は、裁判所はこれに対して判断し得るということになります。それが最も具体的になっていくのが次の種徳寺事件です。

私は、種徳寺事件が右の当事者適格やなんかの問題ではなく、最も典型的な住職の地位に対する裁判所の審判権の有無に触れた事件ではないかと、あらためて読み直してみてもそんな気がします。これも全く問題が無いわけではないのです。第一審の第一事件では、原告Hは、曹洞宗に対して、「原告が、宗教法人種徳寺の代表役員の地位にあることを確認する」ことを求めました。しかし、判決は「却下」です。第二事件なのですが、原告Hが住職として法要をやらない、東京の彼女のところに行ってお寺を放ったらかしにしまっている、そこで種徳寺の門徒が怒って、宗教上の法類寺院のTという住職を呼んできて法要や葬式をやってもらっていたということです。それに対してHは「自分が法要儀式をできなかったのは、お前たちが勝手に法要儀式をするから俺がでなくなったんだ。したがってTがもらった布施を私に返せ」と言って、Tや檀徒総代二名に対して、三一九万円余の損害賠償の請求をしているわけです。ところがこの事件そのものは、地元になかった住職の落ち度を認定しまして、T他がもらった布施は損害にはあたらないうとして棄却判決になっています。でも、このことは少し記憶に留めておいていただきたいのですが、これは損害賠償請求事件なのです。先程言いましたように、住職の地位については、代表役員や責任役員の前提的な地位として一般的に請求することはできませんが、具体的事件との関係において住職の地位の確認を請求する場合には、裁判所は判断できると言っているわけです。この事件は、たまたま損害が生じなかったから棄却されたということです。控訴審の時にHは新訴として住職の地位の確認請求を出してきています。第一審では代表役員の地位確認だけなのですが、第一審で敗訴した理由を本人としては、基礎資格である住職の地位が

ないから自分の方に不利だったのではないか、したがって基礎資格である住職の地位も一緒に請求しないと自分の請求が実現しないと判断したのでしょうか。新たに住職の地位の確認を求めています。結局は、住職の地位については却下、あとは棄却ということで判決は終わっています。私は、この判決が住職の地位は宗教的な地位だから裁判所は判断できない、そういう言い方をする場合に最も代表的、典型的な判決のように思います。といたしますのは、後で話します本門寺事件の中で、そういうことを言っている個所で銀閣寺事件の判例が参照判例として括弧書きで出てくるのです。ところが先程言いましたように、銀閣寺事件の中心は当事者適格の問題だと考えると、参照判例としてあげるのは種徳寺の方が妥当のような気がいたします。種徳寺事件最高裁判決は「寺院の住職は、寺院の葬儀、法要その他の仏事をつかさどり、かつ、教義を宣布するなどの宗教的活動における主宰者たる地位を占めるにとどまる」と述べています。したがって、住職は宗教的地位だから裁判で地位確認を求めてもそれは却下になる、裁判権がありませんということになるわけです。ただこの場合も具体的な問題が出てくると別であるのは当然です。続いて同判決は、「任職たる地位それ自体は宗教上の地位にすぎないからその存否自体の確認を求めることが許されないことは前記のとおりであるが、他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その可否を判定する前提問題として特定人につき任職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有する」と判示して、一般的にその確認を求める請求については審理判断ができないという例外を認めているのです。ところで、私は先に結論的なことを申し上げると、裁判権が及ばないのは宗教的地位ではない、そうではなくてその寺院、教団の教義と信仰内容については裁判所の審判権が絶対に及ばないのであると考えております。我々はそういうことは当然分かっていますが、頭の中では住職の地位はとって、そこへは

審判権は及ばないと考えてしまうので、訴訟をする場合でも狭く考えてしまいがちです。そうでなく住職の地位があつて、その人について判断するのではなく、その事件が教義または信仰内容に関わる問題かどうかを考えるべきではないかと思つています。この点は次の本門寺事件ではつきりしてくると思ひます。

本門寺事件は、右の二つの事例に比べると住職の地位について積極的に判断していることが特徴的です。銀閣寺事件、種徳寺事件は、学説判例などでよく紹介される時、消極説として説明されています。住職たる地位それ自体は宗教上の地位だから法律上の争訟に当たらないという意味で否定的ですから消極説といつていいでしょう。したがつて本門寺事件は積極説ということになっていきます。この事件について、私はこういう問題に興味をもたれる方は是非本門寺事件をとことんまで調べていただいたかどうかと思うくらい、非常に興味深い事件です。第一審は静岡地裁の沼津支部ですが、請求内容は①「原告Mが被告宗教学法人本門寺の代表役員兼責任役員であることを確認する」②「被告Yが被告宗教学法人本門寺の代表役員兼責任役員でないことを確認する」となっています。本門寺というのは、日蓮宗関係では随分有名なお寺で、その住職が亡くなられた。そこで、後任住職を選ばなければならぬが、その時にYが先代住職から大学頭という地位に任命されていて、従来、大学頭になった人が本門寺の住職になつたらしいのです。Yは自分が大学頭という地位になったからということ根拠に、自分が住職であると本門寺の法人登記の変更登記を申請して、本門寺の代表役員をYとしました。これに対してMは、今からお話するような手続きを踏んで住職になるのです。そしていざ登記をしようとしたらYの方が先に登記してあるものだから、そこでYの代表役員の登記を抹消せよ、自分の(Mの)登記をしてYの登記は抹消せよ、という訴訟を起こしたわけです。その前提として、①自分が本門寺の代表役員兼責任役員であるということ、②Yが本門寺の代表役員兼責任役員ではない、という確認を求めているのですが、問題は、本門寺規則には、住職の選任手続について何の規定も

いうことです。そこで本門寺の法類寺院、つまり、本寺を同じくするお寺が十何ヶ寺あるのですが、その十何ヶ寺の住職が集まつて法縁会を作つていて、法縁会というところでMを次期住職に選出しました。その上で本門寺の総代達、あるいは門徒達が総会を開いて、そこでもMを次期住職として認めるわけです。そういうことでMは、Yに對して、自分が代表役員であることを認めるという地位確認請求を提起して、いろんな経緯があるのですが、とにかく一番で勝訴するわけです。判決では一部却下されたり等ありますが、例えば①のMが代表役員であることを確認せよ、②のYは代表役員でないことを確認せよ、という裁判は表裏の関係になりますから、裁判所からいへば、Mが代表役員だといへば、代表役員は規則の上で一人しかいないのですから他の人は当然に代表役員ではありません。Mが代表役員の登記をしたら、登記は判決だけでできるのだからそれで事件は終わりになります。したがつてYが代表役員でないとか、抹消登記せよとかいう請求は確認の利益がないということで請求は却下されたのです。ただこの事件で、最高裁判決は、「裁判所は、特定人が当該宗教学法人の代表役員等であるかどうかを審理、判断する前提として、その者が右の規則に定める宗教活動上の地位を有する者であるかどうかを審理、判断することができ、またそうしなければならぬ」と言つていっています。非常に言い方が銀閣寺、種徳寺の判決と違つていますが、積極的に裁判所が判断していかなければならないと言つていきます。しかし、その場合でも、教義、信仰内容に関わる場合は判断してはいけないということを後の方で言つていきます。そうしますと私個人の少数説的な言い方ですが、裁判所は、教義、信仰内容に触れることはできないが、しかし、住職の地位の存否に関してはそういうものがない限り、裁判所は判断しないといけないのだと言いましたけれど、まさに本門寺の判決の内容はそうです。しかも本判決は、「何人が宗教学法人の機関である代表役員等の地位を有するかにつき争いがある場合には、当該宗教学法人を被告とする訴えにおいて特定人が右の地位を有し、又は有しないことの確認を求めることができ、

かかる訴えが法律上の争訟として審判の対象となりうるものである」とし、さらに「特定人が当該宗教法人の代表役員であるかどうかを審理、判断する前提として、その者が右の規則に定める宗教活動上の地位を有する者であるかどうかを審理、判断することができし、また、そうしなければならぬべきである」とまで言っているわけです。そういう意味では我々も教えられますし、宗教団体事件を取り扱う学者の先生、あるいは実務家の先生にとつて、本門寺事件はとことんまで皆さんでご検討されて、この判決の射程距離がどこまでなのかを考察する必要があるかと思えます。少なくとも本判決は、裁判所の審判権の及びうる領域として、「住職選任の手続上の準則に従って選任されたかどうか、また、右の手続上の準則が何であるかに関するものであり、このような問題については、それが前記のような代表役員兼責任役員たる地位の前提をなす住職の地位を有するかどうかの判断に必要不可欠のものである限り、裁判所においてこれを審理、判断することになんらの妨げはないといわなければならない」と判示し、住職という宗教上の地位に関しても、その選任手続については、それが教義等宗教団体の宗教上の自治権の侵害にならない限り、間違いなく裁判所に審判権があるとされています。ですから、住職の任免、懲戒、引責処分、降格、それ以外にもあると思えますが、これらについて裁判所はどこまで判断できるのか、手続規程の範囲を我々なりに調べておく必要があると思えます。私のような見方からするならば、住職の地位に関しては、任免手続、懲戒手続、降格手続等について当該宗派の自治規程や規則に規定されている場合には裁判所は判断できるが、ただし、その中で教義が基本的な問題になって、教義を解釈しないと有効か無効か分からないような場合には、裁判所は判断できないということになります。そういう意味で本門寺判決は積極説といわれるにふさわしいような論理の展開をしていると思つています。あまりそういうことは言われてないんですけど、この判決一つだけで言えないかもしれませんが、少なくとも住職の地位は聖域で、裁判所が触れてはいけない地位ではない、ということだけは言えると思えます。

私は本門寺事件の判決の射程距離について、①住職選任手続、②規程の解釈の範囲、③手続規程の範囲という点から検討してみました。住職の選任手続を三つに分けて考えますと、一番目は宗派の宗法等自治規程に任命手続が規定されている場合、二番目はその寺の寺院規則に規定されている場合、三番目はその両方に規定してある場合です。手続が規定されてあるときは、住職の地位が法律上の地位か、宗教上の地位かを議論することさえ不要だと思つています。規則の上で任命手続としてはこういう手続が要るのだと規定されているからです。もつとも教義上こういう信仰がなければできないと書いてある場合は別ですけど、そんなことを書いた規則なんてありません。ただこのように三つに分けたのはわからないことがあるからです。一番目の場合は被告は誰になるのでしょうか。住職は多分管長が任命することになるのでしょう。手続は宗派の宗法に書いてありますから、被告は宗派の管長になるのではないかと思えますが、しかし、具体的な問題は宗法なり、寺院規則を調べないと正確なことは言えないかもしれません。二番目の場合は文句なしに寺院が被告です。銀閣寺のときに退任手続の問題を少し話しましたが、銀閣寺の住職は退任届を出しましたが、それを九三条但書心裡留保で無効だと主張しているわけですが、その時にふと思つたのは、もし銀閣寺の寺院規則に住職を選任する場合、責任役員会で選定し、総代会の同意を得て、誰か総代の長のような人が申請をするとなつてるとき、あの退任届にはその門徒総代会あるいは責任役員会の承諾はあつたのだろうか、ということの問題になる可能性があるな、ということが言いたかったのです。

時間も過ぎてきていますので、もう一つだけお話しします。住吉教会事件と言つてもいいのですが、聖心布教会というカトリック教会の下部団体についての判決です。これはいわゆる皆さんご存知のカトリックのカノン法が適用された名古屋高裁の判決ですが、カノン法一一八条を根拠にこれは法律事項だと言っているのです。カノン法一一

八条には聖職者のみが、品級権(神父さんの位のことです)、教会裁判権(教会で裁判を受ける権利)、教会禄(給料のことです)、それから教会における恩給を得ることができると規定してあります。つまり、分かりやすく言いますと教会禄で給料をあげる、恩給をあげると規定されているから、このような具体的な権利義務関係が認められる以上、この事件の主任教師の地位は、法律上の地位だと判決しているのです。確かにそうかもしれないのですが、お寺の場合はどうかというと、お布施は参りに行って法要儀式した謝礼であるから給料ではないと書いてあります。その点について私はこの判例の考え方には納得できません。なぜかということ、教会禄についてカノン法に規定してあるとしても、カノン法はカトリックの自治規範の中心をなすものです。そうすると自治規範、あるいは自律権を尊重するという立場からいって、カノン法によって決定すべき事項は向こうの判断に任せるということ、自治規範に規定があるような宗教団体の内部関係に関する事項については裁判所は審判すべきでないということになります。カノン法は二〇〇〇条を超えているかと思うのですが、それだけ完備した自治規範を持っている中のたった一カ条を取り上げて、自律権、団体自治権について何も触れないで、これは法律事項なんだということには納得できません。逆にお寺の場合、お寺の方もいらつしやるから考えていただきたいのですが、たとえば私が住職として法要に参ります、法要を行いお布施をもらいます、これをそのまま住職のポケットに入れますか?少なくとも今日では全お寺に出すわけです。また実際、文部省がそういう指導をしているわけです。今日その本を持ってこようと思っ

ていて忘れてきましたが、毎年、包括団体管理者等研究協議会というところから本をくれるんです。それには、さすがに文部省ですから、住職に給料を払うとは書いてなくて代表役員に払うと書いてありますが、しかし実体は住職ですよ。住職が法要儀式をしてきて、給料をもらうときだけ代表役員というのではなく、住職そのものに給料は渡すべきだと思っています。そうすると、日本の場合でも、経済関係がないときにはその地位を一般的に請求できませんが、住職が給料を取って、場合によっては退職金まで寺院規則に規定されているような場合があります。たとえば、住職の退職金については責任役員会が決定すると書いてあるような場合、こういうことが書いてあるとしたら、そのことだけで住職の地位は宗教上の地位ではないはずですよ。思えば同じ国家机关である文部省が、代表役員の給料だからちゃんと源泉徴収するように手続きしなさいといい、片一方の裁判所ではお布施は住職が参つたときにもらうものですよといっています。これは大きな矛盾だといえます。そういう矛盾がこういう問題を細かくやっていきますと本当にいろいろ出てくるのです。

時間もありませんので最後に一つだけお願いしておきたいのですが、私も宗教法は非常に興味があるなと思っています。自分なりに一生懸命やっているつもりですが、宗教法の根幹というのは、私は法律ではないと思っています。でもそれはお寺でお祀りをするとか、自分が檀信徒になる、そういうことを言っているのではないのです。お寺がどういふことをするのか、檀信徒に対してどういふ形で教化育成をするのか、そういう宗教上の行為を十分知った上で研究すべきです。つまり言い換えると実体としてのお寺、これを背景にしていゆる法を適用するというより構成するといったほうがいくらい新しい問題がたくさんある。そういう意味でいるんな事件をやるたびに思うことですが、宗教法に関しては未知の分野が多いのです。これから若い先生方にはそういう経験をしながら宗教法の問題を勉強していただきたい。それはどの宗派に入らないといけないとかいったそういう問題ではありませぬ。どの宗派でも結構です。自分が信者になるとかいうことではなく、宗教活動がどういふものかを理解するためにも、そういう経験を踏まれた方が自分の勉強の足しになると思います。中途半端で、七八条の問題もお話しなければならなかったのですが時間がありません。七八条の問題では法布院の事件があります。まだ判例集に出てないのですが、たまたま私が最高裁の判決をもらったものですから大事な部分だけをコピーしてきましたので、また判

例集が出ましたら全文を読んでいただければと思います。長いこと分かったような分からない話をしましたがこれで終わらせていただきます。どうも有り難うございました。